

## 台風19号の被害による災害のお見舞い

この度の台風19号による大雨等によって、甚大な被害に遭われた会員の皆様及びご家族の皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

たいへんなご事態にご苦勞も多いこととは存じますが、皆様の安全と一日でも早い復旧、安心して過ごせる日常に戻れるよう心からお祈り申し上げます。

栃木県教職員協議会では、災害により住居に損害を受けたとき、災害見舞金を支給しています。

該当する会員の方がいましたら、各学校に配付されている栃教協情報綴りの中に給付金支払申請書がありますので、ご記入の上、単位教協会長まで提出してください。

※災証明書または災証明書の写し等を添付してください。

※床上浸水や家屋損壊等の被害に遭われた方を対象とします。

※見舞金の金額は、1万円とさせていただきます。

